

平成29年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会

平成29年10月27日

東京都庁第二本庁舎 1階入札室B

【五十嵐部長】 それでは、定刻前ではございますけれども、委員の先生方、皆様、お集まりいただいておりますので、早速ですけれども、始めさせていただければと思います。

それでは、これより平成29年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会を開催いたします。委員の皆様方には、お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます、財務局経理部の契約調整担当部長、五十嵐と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、経理部長の小室からご挨拶させていただきます。

【小室部長】 財務局経理部長をしております小室と申します。よろしくをお願いいたします。本日は、委員の皆様方、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、入札監視委員会の第一監視部会2回目ということでございまして、まず、平成28年度、昨年度上半期に発注いたしました工事について、ご審議をいただければと思います。それに続きまして、平成28年度上半期に談合情報処理を行いました件につきまして、ご審査をしていただく予定でございます。委員の皆様方には、それぞれのご専門の見地から、忌憚のないご意見をいただければと思っております。そういった意見を生かしながら、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えいただければと思っております。ぜひ、ご協力よろしくをお願いいたします。本日はよろしくをお願いいたします。

【五十嵐部長】 それでは、本日ご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、お手元の資料1ページ目でございますとおりでございますので、ご確認いただければと思います。なお、本日の審議につきましては、各事業執行局の職員も出席させていただいております。

次に、定足数のご報告をいたします。当第一監視部会は、現在、4名の委員によって構成されており、審議会の審議の議決は、東京都入札監視委員会設置要綱第7条第1項の規定により、委員の半数以上の出席がなければ審議を開き、議決できないこととなっております。本日は、4名の委員、皆様、全員出席されておりますので、委員会は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、本日の議事進行役についてでございますけれども、遠藤部会長にお願いしたいと存じますが、皆様、よろしゅうございますでしょうか。

(異議等なし)

【五十嵐部長】 では、遠藤部会長、よろしくお願ひいたします。

【遠藤部会長】 ただいま部会長を仰せつかりました、工学院大学の遠藤でございます。よろしくお願ひします。

この部会の重要さについては、もう説明する必要もないと思ひますけれども、今日、新しい体制になって初めてということで、委員の皆様も、ご協力いただき、よい議論をさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、本日の議事進行と資料について、事務局からご説明をお願ひいたします。

【五十嵐部長】 それでは、議事進行につきまして簡単にご説明申し上げます。

まず、当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例審議として、平成28年度上半期に発注した工事についてご審議いただくこととしております。議案は5つでございます。

続きまして、要綱第2条第6号に基づく談合情報処理に係る審査として、平成28年度上半期に談合情報処理を行いました工事、または、その他の案件を審査していただくと考えております。こちらの議案は3つございます。

続きまして、本日、お手元に配付いたしました資料について確認させていただきます。

【吉川課長】 契約調整担当課長の吉川でございます。本日はよろしくお願ひします。

本日の資料でございますが、定例審議の議案1から議案5、談合情報処理審査の議案6-1から議案6-3でございます。お手元に資料を束でご用意しているものが、それらの資料になっていると思ひます。

このほかに、机上には、白い冊子でございますが、東京都契約関係規程集をご用意いたしましたので、必要に応じ、ご参照いただければと思ひます。

資料に不足等はありませんでしょうか。

なお、本日の資料につきましては、委員の皆様限りでござんいただくことにさせていただきます。本日、委員会終了後も、お取り扱いには十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

【五十嵐部長】 それでは、遠藤部会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

【遠藤部会長】 それでは、審議抽出事案、今日、これから議論をしていただく事案について、資料1に沿ってご説明させていただきたいと思ひます。

資料1、8月31日に開催された第1回入札監視委員会において、今年度の定例審議の対象案件の抽出方針は、契約金額が高額な事案、1者入札の事案、高落札率の事案、低入札価格調査を行った事案、同一事業者による長期継続受注事案、社会的に注目されている事案及び委員会あるいは部会が必要と認めたものと決定されております。

これを受けまして、当第一監視部会では、具体的な抽出方法として、高額・高落札の事案については、高い順に上位100件の中から抽出することとし、落札率が高額で、掛け算の数字の大きいもの、上位100件の中から抽出する。それから、社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること。1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出すること。また、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的な審議対象事案を決定することを部会の第1回目である持ち回り会議の中で決めております。

こうしたプロセスを経まして、最終的に決定した事案が資料1に記載した事案となっております。私が最終的に決定させていただいたのですけれども、複数の委員の方が対象とすべしと、丸をつけていただいたものの中から選んでおります。私も、その丸の1つに入っております。いかがでしょうか。問題ないでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 それでは、これより審議に入りたいと思います。審議については、個人情報や法人等の情報の保護のため、非公開としております。後日、審議概要及び議事録を東京都財務局のホームページに掲載する予定でございます。

では、大変恐縮ですが、取材の方々のご退席をよろしくお願いいたします。

(記者等退室)

(港湾局入室)

【遠藤部会長】 今日、お時間は結構タイトになっておりますし、その後、委員の皆さんも、次のご予定があると思いますので、極力、時間どおりに進めていきたいと思っておりますが、それによって議論が中途半端になるということは避けたいと思っておりますので、その辺のバランスを委員の先生方も、よろしくお願いいたします。

では、議案1の審議を始めたいと思いますので、ご準備、よろしいでしょうか。それでは、説明をよろしくお願いいたします。

【猪又課長】 契約調整技術担当課長をしております猪又でございます。

議案1の事業所管局である港湾局の出席者を紹介させていただきます。ご自分でお願い

いたします。

【水飼課長】 港湾局港湾整備部整備調整担当課長をしております水飼と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【柳井課長】 港湾局東京港建設事務所道路整備担当課長をしております柳井と申します。よろしくお願いいたします。

【中田課長】 港湾局の総務部で財務課長をしております中田でございます。よろしくお願いいたします。

【猪又課長】 それでは、議案1をごらんください。高額・高落札案件として抽出されました事案で、件名は平成28年度南北線中防内側陸上トンネル整備工事です。工事の概要につきましては、1ページのA3判の資料のとおりでございます。

本件は、一般競争入札で技術提案型総合評価方式により契約を行ったものであり、希望者1者による入札の結果、落札率は99.9%となっております。

説明は以上です。簡単でございますが、申しわけありません。

【遠藤部会長】 それでは、本事案について、質問やご意見のある委員はよろしくお願いいたします。事前に説明は受けておられると思いますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

【木下委員】 木下でございます。

【遠藤部会長】 どうぞ。

【木下委員】 技術提案型の工事で大規模なものということで、この入札の公示をなされたときに想定された入札応札者の数については、どのようにお考えだったのでしょうか。

【水飼課長】 今回、施工の条件をつけてございます。こちらができるのが約70者ございますので、その中から希望の方があればと考えてございました。

【木下委員】 そうすると、70者程度の想定できる業者はいるのだけれども、今回は1者入札ということになりましたが、1者になったことについて、入札手続の過程もしくはその終了後に、例えば想定された者にどうして入札を希望しなかったのかという、いわゆるアンケートはなさっているのでしょうか。

【水飼課長】 いえ、私どもも、できる業者が70者ということは事前に確認してございますが、特に会社を想定してございません。ですので、その後、ヒアリング等をどこかにかけてということはございません。

【遠藤部会長】 どうぞ。

【木下委員】 よろしいですか。

【遠藤部会長】 はい。

【木下委員】 今後もこの規模の工事というのは、おそらく発注が続くと思うのですけれども、1者入札が競争性の点でどうかという点ではありますが、なるべく多くの者がこういう種類の工事の受注に意欲を持っていただくように、発注側としての工夫についてはどのようにお考えでしょうか。

【水飼課長】 ただいまご指摘ございましたように、今回の工事は非常に規模が大きく、コンクリートも多く使って、廃棄物のところを掘削するというので、必ずしも、皆さんに興味を持っていただけるような工事ではない、非常に難しい工事と考えてございます。そのため、我々、今回の工事もそうですが、通常は施工業者が決まってから行うようなところ、例えば工事用地をあらかじめこちら側で準備するとか、あと、廃棄物をどう処理すればいいか、どこに持っていくか、こういったことまで想定して、入札のときに参考資料として配ってございます。こういったところで懸念を考えるとところもあるかと思いましたので、そういったところを払拭できて、こうやることで、この工事はできるというところを結構示した形で、今回は対応してございます。

【木下委員】 今後もそういう工事概要についての詳細な説明などについては続けていかれるということですね。

【水飼課長】 はい。この後、私どもも、入札制度の改革等がございましたので、いろいろな方が手を挙げやすいように、例えば積算もできやすいように、一式計上を可能な限りやめるですとか、とにかく積算がしにくい部分をあらかじめ提示することで、こういう工事なのだとご理解を早めていただくということに取り組んでございます。

【遠藤部会長】 ほかはいかがでしょう。どうぞ。

【若林委員】 済みません。基本的な質問で申しわけないのですが、技術点というのは最終的に誰がどういう手続で採点をされているのか、ご説明いただけますか。

【水飼課長】 技術点につきましては、今回、技術提案が3つございまして、それは東京都で選定委員会をつくりまして、技術審査委員会ということで、東京都の行政の職員と、それから、採点そのものには加わっていただいていないのですけれども、その後、それが妥当かどうかをチェックいただくために、学識経験のございます大学の先生、それから、国土交通省の方に入ってくださいまして、その妥当性を検証していただく形の手法をとってございます。

【若林委員】 その学識経験者が入られた妥当性の判断で点数が変わったということはあったのでしょうか。

【水飼課長】 その技術について、例えば、少し専門的で恐縮なのですが、マスコンクリートとって、非常に大量のコンクリートを使うと発熱がすごく出るということもございまして、そういったところをクリアするための提案もされていたので、そうしたところを含めて妥当という形でご意見をいただきました。

【若林委員】 ある特定の、今回のJVとかが、あなたの技術点はこの点数でしたというのが最終的に業者にも伝わりますね。

【水飼課長】 はい。

【若林委員】 それに対して、妥当ではないのではないかとか、そこは協議させてほしいとか、そういうような話し合いがあったということはあるのですか。

【水飼課長】 私どもで評価いたしまして、学識経験を有する先生にもご確認いただきながら、最終的にそれも業者に提示したのですが、その後、それに対するご意見は特にありませんでした。

【若林委員】 なるほど。今後、透明性、公平性、あと公正性というのが非常に重要になってくると思うので、そのあたりのプロセスで確保していただければと思います。

【水飼課長】 はい。わかりました。

【森岡委員】 よろしいですか。今のに関連するとか、技術点の評価をして、済みません、仕組みがよくわかっていないのですが、技術点がなかったということで、合格しない場合もあり得るわけですね。

【水飼課長】 はい。

【森岡委員】 実際、合格しない、不合格とされた例というのは、管轄されている工事の関係でいいのですが、何かあったりはするのでしょうか。

【水飼課長】 私ども港湾局に限ることしか存じ上げないところですが、ここ近々で、技術提案型総合評価方式、3件ほど、ここ一、二年でやってございまして、その中では、そういったことはございませんでした。

【森岡委員】 なるほど。そういうところは、今のところ、手を挙げてこないということなのですか。はい。わかりました。

それからあと、工事の中身をよくわかっていないのですが、通しページの1ページで、今回、工事するのは中央防波堤内側地区という、臨港道路のうちの一部という理解でよろ

しいのですか。

【水飼課長】 はい。

【森岡委員】 この前後、両側がまだあると思うのですが、これはまだ工事は始まっていないのですか。

【水飼課長】 今回、臨港道路南北線につきましては、総延長が6キロほどございます。当然ですが、そのうちを幾つかに分割して発注してございまして、この大きな路線を、工事的に4年で全路線を完成させるということになりますので、ほぼ同時期に幾つかの工事が出ている形になります。

【森岡委員】 なるほど。ちなみに、ここの内側の陸上部分のトンネルということですが、それに接続するものは北側と言えればいいのか、そのトンネル部分があるようですが、ここはどういうところが落札しているのですか。今回落としたところとは別なのでしょうか。

【水飼課長】 別でございます。

【森岡委員】 なるほど。そこは、何となく同じところがいつも落とすとか、そういうことでもなく、ばらばらに決まっているということですか。

【水飼課長】 はい。

【森岡委員】 あと、入札の実情をよく知らないのですけれども、2ページのところで、発注予定表で、公報掲載日が1月15日となっていて、希望申請期間が同年の2月18日から24日なのですが、大体、この公報に登載されてから、希望申請期間の締め切りというのは1カ月くらいだと思うのですが、こんなものなのですか。

【水飼課長】 財務局とも、こういった日程管理につきましては、当然、オール都庁での、標準的なところもございまして、その中で、これで調整はさせていただきますので、おおむね全庁的にこういう形かと思えます。

【森岡委員】 なるほど。工事の内容によっては、いろいろ複雑なので、希望をするかどうかを決めるのに時間がかかるということもありそうな気はするのですけれども、そういうことによって、この期間が長くなったりということはあまりないのですか。済みません。港湾局でわかることかどうか。

【五十嵐部長】 全体として、東京都の大型工事ということになりますと、基本的に公募してから開札まで、特に、今回はWTO工事になるのですが、大体40日以上とりなさいという規則がございまして、それに沿った形になっております。大体40日以上とい

って、40日ぴったりにしているわけではなくて、暦日、土日が入ったり、そういうものもありますので、あるいは、お盆とかが入ったりすると、その間は会社は休みとか、あとは年末年始とか、そういうときには、年末年始期間をプラスした上で何日という形で決めてはおります。おおむね、WTOでいくと50日、長くても60日ぐらいの中で全ておさまっているとは思っております。

逆に規模の小さい、各局で発注しているような1億円未満の工事、ちょっと小さめの工事については、20日ということはないと思うのですが、30日ぐらいで、大体、全部おさまってしまっている感じで、規模の大きさによっては、また違っています。

今回、これは技術提案型の総合評価となっていて、提案を個別につくっていただくということで、手間がかかるので、これは公報掲載してから、希望申請がまだ2月ということで、1カ月近くあいておりますが、もっと時間がかかるときには、ここら辺のところは提案内容とか規模の大きさによって、いろいろ間をあけたりというようなことはやっております。技術提案ではなくて、普通の競争入札でやる場合には、公募してから大体1週間ぐらいの間に希望申請をとって、資格審査確認を翌週ぐらいにやって、そこで資格確認ができたなら、そこから20日、30日ぐらいかけて積算をしていただいた上で入札というような、大体、そんなようなスケジュール感になっております。

【森岡委員】 わかりました。伺ったのは、要は、大規模なもので期間が短ければ、当然、事前に何らか知っている業者しか、結局、参加する準備ができないと。事実上、競争が排除される場合があるのではないかと懸念はあるかと思えます。

今のお話を聞くと、WTOで何日以上なら、それにプラスすることもあるというイメージで、実務的には、その仕事を進める上では、やはりその期間はできるだけ短いほうがいいわけですか。

【五十嵐部長】 技術部門の考え方、こちらの考え方はいろいろありますが、建設業法なんかでいくと、最低、見積もりは15日以上とりなさいみたいな感じにはなっているのです。そういった点でいくと、私ども、最低2週間ぐらいですけれども、ここら辺の話でいきますと、それよりもずっと時間はお渡ししています。それ以上の日程は、私どもとして確保しているつもりでございます。規模の大小、いろいろありますが、規模が大きければ大企業が入ってきて、それなりの人手も投入できるということもあって、特に、これ以上、延ばすという考え方は今のところ持っていないです。逆に、あまり延ばし過ぎると、今度は事業進捗にも影響が出てくるということと、それから、もう少し言いますと、WT

〇クラスの工事になってきますと、議会で承認を得ないと契約できないということもあって、著しく契約できる件数が少なくなってしまうという可能性もあるので、現時点では、今の期間でやらせていただくとは思っております。

ただ、蛇足になりますが、今回の案件とは関係ありませんが、事前公表から事後公表に変えるに当たって、予定価格がわからなくなるということもありますので、その関係で、しっかりと積算をとってもらおうということもあって、大体1週間ぐらい、積算期間を伸ばした日程でやらせていただいているということはやっております。

【森岡委員】 わかりました。そこが実際、1者入札だった事案なものですから、もしかしたら、何らか、ここだけ情報があって、ほかを準備する期間がなかったということもあり得ると思ったものですから、いろいろ支障はあるのかもしれませんが、少し長目にとるといえるのはあると思った次第であります。私からは以上です。

【遠藤部会長】 それでは、私からですけれども、今のお話に関係あるのですが、これは予定価格、契約を3回変更しておられるということで、もともとの価格の8138が9666になっているということで、今の予定価格を事前公表するというのが、今後、事後公表に改めてられている形で、そのときには、この契約後の予定価格の変更というのは、どういう手続になるのでしょうか。

【中田課長】 契約の予定価格ですか。先生が最初におっしゃられたのは、変更が3回のお話ですね。

【遠藤部会長】 変更は、これまでと予定価格が事後公表であっても、このような変更は行うということですね。

【水飼課長】 はい。

【遠藤部会長】 はい。わかりました。

それから、これももう既に変更が先行しておりますので、今さらという形になるのですが、JVでなければいけないということは、このとき、やはり1者応札になったことに影響があるのではないかとということと、あと、資料の5ページにありますけれども、参加できる単体または共同企業体としての施工経験、実績の条件が厳しめではないかというようなこともあるかと思いますが、この辺については、今後どうされるか。このときは適切な判断であったというようにお考えでしょうか。

【水飼課長】 まず、今回の工事、わかりやすく言いますと、非常に易しい工事ですと、どこにでもできるという話なのですが、廃棄物の中でトンネルを掘削するということで、

そのこの汚水の漏れ防止ですとか、技術的に極めて高度な部分が求められるのがありまして、そうしますと、工事として、それこそ全体が遅延してしまうということで、一定程度の技術力は必要という認識をさせていただきます。その中でも、当然ですが、必要な中でミニマムな形で、今回、条件をつけさせていただいております。

それから、規模も今回は80億円と非常に大きい工事ですので、今回は異業種ではなくて、土木単体のJVということで、3者JVということですので、こういった規模感と考えてございます。

【五十嵐部長】 あと、JVの関係につきましては、先生から少しお話がありましたけれども、基本的に、今回、見直しで、混合入札という形に今は変えてやっておりますので、先生がおっしゃったように、3JVぐらいだと、入札参加者が少なくなるということにはならないのではないかとはい思いますが、いずれにしても、JVを義務づけているというところで、なかなかJVを組むのが難しいみたいなどころもあるかもしれませんので、私ども、今回、6月からやっている部分については、混合という形で、単独でもオーケーという形に変えておりますので、そういった意味で、入札参加者が増えていくこと、1者ではなくて、もう少し増えることを期待しているところではございます。

【遠藤部会長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

【森岡委員】 1点だけ。今、ちょうど契約変更の話があったので、最終的に予定価格を大きく上回る形での契約変更だと思うのですが、後から振り返って、当初の予定価格の算定に当たって、実際、必要とされる額が多分、ずれたのだと思うのですけれども、それは、都側から見ると、どういうことが影響していたと考えられるのでしょうか。

【遠藤部会長】 やはりその透明性はご説明いただいたほうがいいですね。

【柳井課長】 変更設計の内容ということになると思うのですけれども。

【森岡委員】 はい。そうですね。

【柳井課長】 3回行ってありますが、3回とも大体同じ内容となっております。何かというと、変更設計の主な内容ですけれども、事前に確認することができなかった支障物が、トンネルをつくるために土砂を掘削する中で出てきてしまったということがありまして、それを撤去、処分したというのが変更設計の主な内容となっております。

3回に分けたところですが、全て調査した上で撤去するということになるのと、また時間がかかってきますので、ある程度の範囲を決めて、この部分について支障物があるということを確認した上で行って、そのまた後に範囲を確認して、変更設計をしていくと

いう方法をとっておりますので、3回ほどの変更になっているということでございます。

【森岡委員】 これは埋立地なので、すごい岩があるというイメージはないのですけれども、実際、何があったのですか。

【柳井課長】 実際、この埋立地は昭和40年代から整備して、埋め立てているところなんです。埋め立てている過程で、いろいろな構造物をつくっています。埋め立てる際の仮の護岸とかです。

【森岡委員】 なるほど。コンクリートとか、そういうものがいろいろ入っているということですね。

【柳井課長】 はい。そういうものが出てきているということです。

【森岡委員】 なるほど。当時の記録とかに、それを埋めたというのは、あまりはっきりしてはいないということですか。

【柳井課長】 そうです。40年代ということもあって、当時の資料がない部分もあるということです。

【森岡委員】 トンネル工事だと、一般にやはりそういう支障物があって、追加を余儀なくされることはよくあるというイメージですか。

【水飼課長】 多分、場所にもよると思うのですが、通常は自然地盤のところだと、ある程度想定して、既存の構造物はない中で、たまたま岩盤が出てきたとかはあると思うのですが、この場合は、一言で言うと、いろいろなものが埋まっていたり、整備の過程で、いろいろと施工されていたことが、今、わかってきたということになります。

【森岡委員】 わかりました。今後、こういう工事をするとき、そうしたら、事前に何か地中探査的なことをやることはあり得るのですか。

【水飼課長】 少し年代が古いものにつきましては、こうしたことが一部に実際あるのですが、現在は、竣工図書をしっかりと保管することで、どういったものが入っているか、その記録をしっかりと残すことで対応しています。

【森岡委員】 はい。わかりました。

【遠藤部会長】 今、いろいろご意見をいただいたように、この契約価格の変更については、その査定のプロセス等を透明にさせていただいて、しっかりした技術的根拠に基づいて行っていただくということは徹底していただきたいと思います。

ここで一旦、この事案についてのまとめに入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。運用状況等について、特に問題ないということであれば、今回、改善等に係る意

見の申し入れはしない。審議結果として、入札及び契約手続等が適正に運用されているか等の報告を行うこととします。

あるいは、何か改善の必要がある場合には、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。この案件については、適正に運用されているという判断をしてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 ありがとうございます。ご異議がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に、改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。

それでは、港湾局の皆様、どうもありがとうございました。退室をお願いいたします。

【水飼課長】 どうもありがとうございました。

【中田課長】 どうもありがとうございました。失礼いたします。

(港湾局退室)

(中央卸売市場入室)

【遠藤部会長】 では、続きまして、議案2でございます。議案2は中央卸売市場の案件でございますので、ご説明の準備をよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。では、よろしく申し上げます。

【猪又課長】 それでは、議案2の事業所管局である中央卸売市場の出席者を紹介させていただきます。出席者のご自身で自己紹介をお願いします。

【畠山課長】 契約を所管しています財政調整担当課長の畠山です。よろしく申し上げます。

【佐藤課長】 工事を所管しています施設課長の佐藤と申します。よろしく申し上げます。

【木村担当】 契約担当をしております木村と申します。よろしく申し上げます。

【猪又課長】 それでは、議案2をごらんください。社会的注目事案として抽出されました事案で、件名は築地市場(28)青果部卸売場仲卸売場棟解体工事です。工事の概要につきましては、1ページのA3判の資料のとおりでございます。

本件は、一般競争入札により契約を行ったものであり、希望者13者による入札の結果、くじ引きで落札者を決定し、落札率は78%となっております。

説明は以上です。

【遠藤部会長】 それでは、本事案について、質問やご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【森岡委員】 済みません。補足説明資料でいただいた入札経過調書と今回の入札経過調書との関係をご説明いただければと思うのですが。

【遠藤部会長】 追加資料でお出しいただいた内容ですね。

【森岡委員】 はい。どういう関係にあるのかがわからない。

【遠藤部会長】 議案2の補足資料について説明をいただきたいと思います。

【猪又課長】 本件につきましては、築地市場解体工事は4工区に分かれて発注されております。そのうち、本件につきましては、第2工区の発注部分について抽出されておりますが、全体図、A3のページを見ていただくとわかるとおり、そこに配置図と書かれてあるところに、第1工区、第3工区、第4工区、塗り潰されておられませんけれども、その色が見えているかと思います。済みません。1枚目について、この資料です。

【五十嵐部長】 この資料の、こちらの右下の図になります。

【猪又課長】 これの右下の図です。その4棟の解体工事について、事前に先生方から、資料として提出するようと言われております、そのほかの3棟の解体工事の入札経過調書を添付してございます。

それで、まず、お手元の資料の議案2と書かれてあるところの、3つほど、入札経過調書が行っていると思うのですけれども、マルコー商会と書かれてあるところ、築地市場、件名で言いますと（28）青果部事務所棟ほか……。

【吉川課長】 済みません。補足説明資料でございます。

【猪又課長】 済みません。補足説明資料でございます。事務所棟ほか解体工事、青果部事務所棟ほか解体工事といたしますのが、第1工区のところでございます。

それから、もう一つ、水産物部本館及び卸売場棟解体工事と書かれてありますところが、関東JVがとっている第3工区の解体工事の入札経過調書になってございます。

【遠藤部会長】 1工区は、15者応札なので、2ページになっているということですね。

【猪又課長】 そうです。それから、もう一つ、水産物部仲卸売場棟の解体工事ということで、これもまた、関東JVがとっている部分なのですけれども、それが4工区になります。

【遠藤部会長】 これは4工区ですね。

【猪又課長】 はい。

【遠藤部会長】 2工区は添付のものである。もともと。

【猪又課長】 市場、間違いないですね。

【佐藤課長】 はい。

【遠藤部会長】 ということでございます。

【森岡委員】 はい。ありがとうございます。

【遠藤部会長】 これは私からお願いしたのですけれども、やはり工区割りしてやっておられて、複数の工区に同じ業者をトップとするJVがとっていることもありまして、この辺は全体を眺めて判断すべきだろうということでおつけいただきました。

ほかはいかがでしょうか。

【森岡委員】 そういう意味では、今、拝見して、事前にご説明をちょっと伺いましたが、落札率がいずれも78%前後で、ほとんど78%でそろっていて、特にこの第2議案のものについては、同じ金額で落としたところが5者あるということなのですから、落札率がこのくらいになってしまったのは、何か理由があるのでしょうか。理由として考えられるものはどんなことがあるのかということなのですから。

【五十嵐部長】 私から。

【遠藤部会長】 ご説明をお願いします。

【五十嵐部長】 基本的に、こちらは最低制限価格制度を使っていることもあって、入札経過調書をごらんいただくと、一定の金額より低いものについては最低制限価格を下回る入札は落札とはしなかったという表記があると思います。——（非公表部分）——何十回か入札を進める間に、事業者側が（予定価格に対する）最低制限価格の水準を割り出してきたこともあって、予定価格を事前公表していることもあって、最低制限価格狙いで、皆さん、入札をされてきて、結果として、くじ引きが生じていると。

ただ、今回のこの4つの部分につきましては、ちなみに、（最低制限価格の算定は）定期的にその率を変えているのですけれども、この入札があったのは7月、8月ぐらいだったと思うのですが、6月1日に率を変えた後、最低制限価格の率を変えて初めてやった入札なのです。5月1日に変えますと言って、6月1日から施行しますということで、もちろん、その率は何%ですなんていうことは一切申し上げません。最低制限価格の率を変更しますという通知を出した上で、6月1日からやって、その初めてのものということもあっ

て、その前までは、皆さん、同じ金額で入れてきて、くじ引きが非常に頻発していた。ただ、今回のこの工事について言えば、変えたばかりだったので、これはよく後で我々も分析してみると、0.5%ぐらいずつ率をずらして、皆さん、入れてきて、それで、こういう言い方は変なのですけれども、当たった、当たらないみたいな感じに実際はなっている部分がございます。

では、全ての解体工事がこの当時、みんな同じ率で入れてきたのかということ、そういうわけでもなくて、金額が二、三億円ぐらい（の規模の小さな工事）になると、落札率はやはり最低制限の金額ではとても間に合わないので、80%台という形でも落札されているのですが、金額が大きくなってくると、規模のうまみが出てくるのか、皆さん、最低制限価格に張りつくという感じになっております。

現在、では、どうやっているのかということ、——（非公表部分）——

事前公表から事後公表に変えたことによって、もともとの予定価格がわからなくなったことで、今現在、10件ぐらい、もうやっていると思いますが、このような一定のところ、みんな固まってしまうという現象はなくなってきて、きちんと積算ができる業者さんが、自分たちの利益を考えながら入れてきて、どのくらいで落とせるかという（判断をして入札する）状況になったとは思っております。

【遠藤部会長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【木下委員】 済みません。木下です。最低制限価格の意味合いは、やはりダンピング受注を防止して、それから、ダンピング受注に伴う、いろいろな社会的な危険、例えば労務費の過度の節減による、最近ですと、新国立競技場の工事のような長時間労働とか、そういう不当な労務管理を避けるためにも、最低制限価格という考え方は必要だと思うのですが、予定価格を事前公表して、最低制限価格が工種によって予想がつけば、こういう結果になるのは大体想定できますね。ただ、一方で、こういう想定ができるからこそ、これだけたくさんの業者さんが、要するに入札意欲を持っていると。そういう意味では、先ほどの1者入札のように、難し過ぎて誰かしか手を挙げないという弊害はない。

【五十嵐部長】 そうですね。

【木下委員】 非常にそういう意味では裏腹の点があるところだと思います。

【五十嵐部長】 裏腹です。

【木下委員】 そうはいつでも、やはり解体工事という性格から言うと、中小の業者さんがたくさん参加できる発注方式というのは、これからも考えていかなければいけないと

思うのです。やはり多くの業者さんに工事が行き渡ることも大事なことだと思いますし、公共発注の重要な点だと思います。おっしゃったような改善点は当然だと思いますけれども、あまりに入札手続に業者が負担を感じてしまって、応札を尻込みするような方法はとらないでいただきたいと思います。その点は、ぜひ、バランスのある方法をお考えいただきたいと思います。

以上です。

【遠藤部会長】 どうぞ。

【若林委員】 本件工事は一時中止という状態と書いてあるのですが、この契約関係は今はどうなっているのかというのと、そのもともとの契約上、解除の条件ですとか、そういったところはようになっていったのでしょうか。

【畠山課長】 解除に関しては、相手方に責めがない場合には、こちら側の場合による場合は協議解除という方法の記載がございます。最初は、移転時期も決まらない、移転延期になった時点で、解除の方向で業者とは調整していたのですが、6月に豊洲に移転するという方向性が出ましたので、現在は、その再開に向けてやっている状況です。一時中止というのは、移転延期となった時点で、もう着手時期が明確にならないので、その時点で一時中止という措置をとらせていただいています。

【若林委員】 そうすると、今後、その契約、金額も含めて、変更になっていく可能性はあるのですか。

【畠山課長】 そうですね。その方向で、今、検討はしております。

【若林委員】 どのような見込みなのでしょうか。

【畠山課長】 おそらく大きなところは工期。

【佐藤課長】 そうですね。

【若林委員】 契約金額は大きく変わるということはあるのでしょうか。

【畠山課長】 今のところは、その辺は想定していません。時期のずれによって見直さなければいけない部分はあるとは思いますが、やる内容が大きく変わるわけではないので、その工期がそんなに変わらなければ、そんなに変わらないのではないかと考えております。

【若林委員】 事業者にとっては、いつやるかということで、いろいろ人員の調整をしたり、いろいろな手配をしているかと思うので、そういったことで、大分、おくれると思いますので、何か大幅な金額の変更等が見込まれるのではないかと考えたのですが、

そういうことは今は想定されていないということですか。

【畠山課長】　そうですね。おっしゃられている部分、例えば技術的に配置しなさいとなっている要員もありますので、その手当をどうするかというのは、やはりその検討の中で一番大きな焦点にはなってくると思います。

【若林委員】　なるほど。

【遠藤部会長】　では、私からですけれども、工区割りしたという理由が、発注者として、悪く言うとWTOからどうだとか、その一方で、官公需法の制約もあって、木下委員がおっしゃったように、地元の業者にも広く仕事をやっていただきたいということは、国の政策としてもあるわけで、そこであんばいが非常に難しいということはよくわかりますが、工区分割して発注したということの選択の透明の説明というのは、今後ともしっかりとやっていかなければいけないだろうと。それは地元中小にも工事を発注するという政策的な目的というものもあるので、それはしっかり説明していただきたいということ。

あと、今後、審議案件にするとときに、このような工区に割って発注したものについては、それらを一体として議論するというのも、4つの入札調書を集めると、やはり1個見ると見え方は変わってくるわけです。というようなことをお願いしたいと思います。

それからあと、スポンサー企業が同一の、JVは複数の工区をとっていて、しかも、比較的、この時期の落札率としてはかなり低い形で落札しているわけですが、同時に複数とった場合、それぞれ工事履行可能かどうかの確認というのをしているわけですね。これは失格ですから、それより上のものについては自動的に落札ということで、確認はしない、工事の履行については可能であるという判断をその場でしてしまうわけですね。低入札の調査等はしないと。

【五十嵐部長】　これは基準額を下回っているわけではありませぬので、調査はいたしません。

【遠藤部会長】　今後、低価格調査になるわけで、もし、全ての工区を同じ業者が低い価格で全部とってしまったという場合、1個ずつ、特重みたいなのをやってオーケーだけれども、では、全体としてどうなのみたいなことは、今後、起こる可能性があると思いますので、そういう意味でも、工区割りした場合には全体を見せていただきたいと思っています。

ほか、よろしいでしょうか。

【森岡委員】　1点だけ、済みません。

【遠藤部会長】 どうぞ。

【森岡委員】 ちょっと入札のこととずれるのかもしれませんが、やはりぎりぎりのところで落とすということで、今回の建物、アスベスト等も含まれているという理解なのですが、建物を建てる場合は、後で不具合が出てきて、おかしいではないかと、いろいろ責任追及もあるでしょうし、直すという話もあるのでしょうかけれども、ばらしで、飛散してしまったら、もうわからないわけです。その辺の工事での安全性確保というのは当然されていると思うのですが、その概要は、どんな感じで、発注者側としてはチェックをされているのか伺っておきたいのですが。

【佐藤課長】 アスベストにつきましては、事前に調査をしてございまして、どこに含有しているかというのは、おおまかに確認、把握はしてございます。その上で、あと解体しながら出てくるところも確認しながら、受注者もそういったことも理解しつつ工事を進めていくということで、工事の発注条件というのはしてございます。

【森岡委員】 例えば、アスベストが実際に飛散しているかないかを何かチェックする仕組みというのは、発注者側ではあるのでしょうか。

【佐藤課長】 工事の中で、工事を進めながら、当然、そういう測定するというのも義務づけていますし、そういった内容も見込んで発注してございます。

【森岡委員】 わかりました。ちょっと安くして、ばらししてしまえば、どうせ目には見えないというのはちょっと怖いものですから。わかりました。

【遠藤部会長】 では、今の議案に、先ほどと同じように、これは適正に行われていると判断してよろしいか、それとも、知事に具申する必要があるかどうかということのご判断ですけれども、問題なしと判断してよろしいでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 それでは、そういうご判断をいただきましたので、中央卸売市場の皆様、ありがとうございました。ご退室をお願いします。

【畠山課長】 ありがとうございました。

(中央卸売市場退室)

(交通局入室)

【遠藤部会長】 それでは、3つ目の事案ですけれども、提出いただきたいと思います。3つ目の事案は交通局のご担当の案でございまして、それでは、ご準備いただきましたら、ご説明、よろしくお願いたします。

【荒山課長】 電子調達担当課長の荒山でございます。それでは、議案3の事業所管局である交通局の出席者をご紹介します。自己紹介をお願いします。

【小久保課長】 建設工務部建築課長の小久保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【吉村課長】 同じく建設工務部改良担当課長の吉村と申します。よろしくお願いいたします。

【寺内課長】 資産運用部契約課長、寺内でございます。よろしくお願いいたします。

【荒山課長】 それでは、議案3をごらんください。1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は三田線日比谷駅改良建築工事でございます。工事の概要につきましては、1ページのA3判の資料のとおりでございます。

本件は、一般競争入札により契約を行ったものでございまして、希望者2者のうち1者による入札の結果、落札率は94.57%となっております。

説明は以上です。

【遠藤部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。1者応札の案件ということですね。いかがでしょうか。

【森岡委員】 端的に伺えば、なぜ1者応札になってしまうのかというのは、発注者側ではどうお考えなのでしょうか。

【寺内課長】 ——（非公表部分）——

【森岡委員】 わかりました。

【遠藤部会長】 周辺の工事のことも知りたくなりますね。

【森岡委員】 そうですね。みんなで手を挙げておいて、後でお話して、誰が落ちるというのも、やろうと思えることができるのかどうか、よくわかりませんが。地下鉄のこういう駅の改良工事というのは、1者入札はよくあるというイメージなのですか。別に具体的な割合でなくてもいいのですが。

【小久保課長】 一般論としまして、地下鉄工事は深夜間工事が主体になり、工期がかなり長いということで、敬遠されがちだというのはございます。それが1者入札につながるかということについては、断定できませんが、厳選して応札してくるという状況があると思います。

【森岡委員】 夜工事するということは、働く人たちも、夜に働ける人を集めなければいけないわけで、集めにくいとか、単価が高くなったりということもあると、そういうこ

とですね。

【小久保課長】　　そうです。また、工事時間が終車後から始発の間の3時間程度という
ことで工事条件が大変厳しいです。

【森岡委員】　　厳しい。

【小久保課長】　　昼間、8時間作業する一般的な工事に比べて、純粋に3倍弱程度の工
期がかかる中で、その期間、配置技術者を固定して配置しておかなければなりません。全
ての工事業者さんが対応可能な内容の工事ではないというところがございます。

【遠藤部会長】　　ほかはいかがでしょう。よろしいですか。ほかはいかがでしょう。ど
うぞ。

【若林委員】　　今の点にかかわるのですけれども、今回、辞退された業者からは、その
辞退理由を聞かれたということですが、辞退があった場合は、必ず、その辞退理由は聞か
れるのでしょうか。

【寺内課長】　　コメントとして、システム上、入れる欄があるので、義務づけではない
のです。入れていただける業者さんもありますし、入れない業者さんもあります。必ずお
聞きするというわけではなくて、業者さんに対しても、義務づけではございません。

【若林委員】　　——（非公表部分）—— 1者入札を回避するために、ダミーでもう
1者が入札をして、結局、2者で、残りの1者が辞退をするという懸念のある場合もあろ
うかと思うのです。そういった形で、何で辞退したのか、辞退理由が疑われるようなもの
については、アンケートじゃないですけれども、辞退理由を追うというようなことも考え
ていただいてもいいと思いました。

【木下委員】　　済みません。木下ですけれども。

【遠藤部会長】　　どうぞ。

【木下委員】　　電子入札の場合、ほかに参加希望者がいるということは、応札希望の企
業さんはおわかりなのでしょう。

【寺内課長】　　いや、わかりません。

【荒山課長】　　わからない仕組みになっています。

【木下委員】　　ですから、自分が希望したことで、自分と入札ということでやりますけ
れども、ほかの会社さんが何社希望があるというのは、情報は公開していないというこ
とですね。

【荒山課長】　　開札が終わるまではわかりません。

【木下委員】 開札が終わるまでわからないと。

【荒山課長】 はい。

【若林委員】 何社かに打ち合わせをしていればということですね。

【遠藤部会長】 なのですが、先ほどの案件のようなものを見れば、JVの組み合わせの違う業者が複数、工区に入るということがあって、スポンサー業者以外は、複数のJVにまたがったりしているわけですから、そこでその情報が漏れないというのはあまりに楽観的過ぎるので、そのところはやはりきっちり見ていかなければいけないだろうと思うわけです。マルチで。

それから、今、若林委員からお話がありましたように、今回のこの1者応札は、新しい制度でも、1者応札の扱いにならないものですね。2者、手を挙げて、途中でおりてしまったと。今、お話があったように、ダミーかどうかは別として、例えば2つ、工区が同時に発注されて、2つに同じ組み合わせのJVが同時に応札して、それぞれおりたというようなことが起こった場合、それはどういう扱いになるのかということは、若干、私、心配です。そういう場合はどうなりますか。

【五十嵐部長】 一般競争入札でやっている形になりますので、私ども、応札された方について、制限をかけるというのは、なかなかやはり難しいのです。

【遠藤部会長】 そうですね。

【五十嵐部長】 9億円未満ぐらいでやっている工事なんかでいくと、一般競争入札ではなくて、制限付一般競争入札という形で、複数の工事での入札を制限するとか、中小にとっていただきたいというような観点もあって、そういうような制限をやっている案件もあるのですが、この規模の大きさになってきますと、そういうような制限は一切もうやらず、ほんとうに自由競争の世界の中でこれはやっていて、辞退するもしないもご自由にとり世界の話で、それで辞退したからといって、業者さんに、何かおかしいのではないかみたいな話は、私どもとしては、なかなかしづらい部分もあります。

ただ、任意にお話をお伺いすることは、今、お話があったようなことは、できるかできないか、今すぐここで答えはなかなかしづらい部分はありますけれども、そういったような取り組みをやっていくということもありなのかと思っております。特に入札参加者が少ない、かぶっているときに、辞退した場合についての理由を聞くみたいな話は、今後はあってもいいのかもしれないと思います。

【遠藤部会長】 そうですね。これはルール違反にならないということが、次の新しい

制度でもあるわけですので、若林委員がおっしゃったように、辞退了業者さんには、やはり抑止力として、辞退了理由はしっかり聞くと。それをずっと蓄積して行って、何かおかしいことがあれば、やはり早急に対応するということが必要ではないかと思いました。

あと、特に気になるのは、おりたほうの業者と、とったほうの業者の会社の規模が極端に違うということもあって、この9ページの参加者の規模を見ますと、資本金で言うと桁が2つぐらい違うということもあります。これは問題があるということではなくて、実際にほかの工区でやっておられるのですから、いいのですけれども、やはりこういうところはしっかり今後、見ていく必要があると思っております。

あと、最近、心配しているのは、やはり同一の資本系列にある業者が入ってきた場合です。ある親会社があって、そこから資本が出ている会社が応札する。これについては、事前に応札する人たちと情報交換をしないといけないということになっているから、たまたま出てきてしまうこともあるわけですね。

【木下委員】 あり得ますね。当然。

【遠藤部会長】 ありますね。その場合、どうするかということで、資本のつながりがどうかという確認はしっかりしていただいたほうがいいと思いました。

【小出課長】 それは、では、私から。一般的に希望があった際に、そのようなチェックはさせていただきます。

【遠藤部会長】 チェックしているわけですね。わかりました。

【小出課長】 登録上、そういったことがわかりますので、ここは同一資本ということが確認がとれれば、相手方にも確認しながら、どちらかを選択するよという話をしております。

【遠藤部会長】 わかりました。

この案件はよろしいでしょうか。

それでは、先ほどと同じように、これについても適正に行われていると判断するか、あるいは、知事に何らかの問題があるとして具申するかということでございますが、前者の問題なしと処理してよろしいでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 それでは、交通局の皆様、どうもありがとうございました。

【小久保課長】 ありがとうございました。

(交通局退室)

(水道局入室)

【遠藤部会長】 次は、議案4で、水道局のプロジェクトです。これは低入札価格調査を行った事案ということになります。

それでは、水道局の皆様、ご準備よろしいでしょうか。では、よろしくお願ひします。

【荒山課長】 それでは、議案4の事業所管局である水道局の出席者をご紹介させていただきます。自己紹介でお願いいたします。

【中谷課長】 建設部工務課長の中谷です。よろしくお願ひいたします。

【谷口課長】 建設部管路設計課長の谷口と申します。よろしくお願ひします。

【猪狩課長】 経理部契約課長の猪狩と申します。よろしくお願ひします。

【荒山課長】 それでは、議案4の資料をごらんください。低入札価格調査を実施しました事案として抽出されました案件でございます。件名は、朝霞浄水場から朝霞市膝折地内間送水管(2600mm)用トンネル築造工事でございます。工事の概要につきましては、1ページのA3判の資料のとおりでございます。

本件は、一般競争入札により契約を行ったものであり、希望者11者のうち10者による入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったため、一旦、落札の決定を保留し、調査を行った上で落札者を決定しております。落札率は72.20%となっております。

説明は以上です。

【遠藤部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はよろしくお願ひいたします。

【木下委員】 済みません。

【遠藤部会長】 どうぞ。

【木下委員】 多数の入札参加者があって、低入価格になったということなのですが、逆に、低入価格になったところといいますと、要するに、予定価格の算定が妥当であったのかということについてお伺いしたいと思うのですが、予定価格の算定は、こういう工事の場合、どのようになさっているのでしょうか。

【谷口課長】 基本的には、当局の中にも基準がございまして、その基準に基づいて算定をしております。その基準というのは、国あるいは都の中でも、基本的に標準的なものを使ってございまして、そこをもとに算出をしているものでございます。

【木下委員】 逆に、標準的なもので算出していて、それで低入価格になるということは、その標準というのが現在のいわゆる市価、市場価格と合致しているかどうかのチェッ

クはどうなさっているのかをお伺いしたいと思います。

【谷口課長】 今回のシールド工事の応札については、これまでも何回も受注していただいていることもありまして、工事の開示請求ですとか、あるいは、積算をするソフトなどもありまして、基本的にはかなりの精度で、近年、見積もりができるようになってきております。

そういう中で、今回、かなり競争原理が働いているとか、あるいは、シールド工事というのは、水道局の中でも資格をとらなければできないことになっておりまして、その資格を更新するために、ある意味、採算性がとれなくてもかなり頑張って入札しているところもあるのではないかと考えております。そういう意味で、基準そのものは全体の標準でやっております、なかなか局で独自のものはできないものですから、それをベースに算定をしております。

また、過去の監査でも、この基準そのものが間違っているような指摘は受けておりませんので、今回も基本的にはその基準に基づいて算定をしております。

【木下委員】 そうなのですけれども、低入価格調査で、極端に1者だけが低いのではなくて、これは10者入札していて、その10者が大体似たようなところに価格を出してきているところを見ると、おっしゃったように、幾つも過去にもやっている工事だから、これぐらいでできるというのが、業者側の認識と発注者側の認識がもし違うのであれば、入札の大前提である予定価格の決め方について、過去の例も踏まえつつ、やはりそこは見直しを常にかけていくことで、妥当な発注ができるようにしていただきたいと思えます。これを見ると、低入価格になった7割ぐらいのところ、むしろ各業者ともお考えの価格だとしたら、それはやはり……。

【中谷課長】 実は、この案件は確かにそういう結果になっていますけれども、今、別の案件では、例えば90%を超えるような価格で申し込んでいる会社もいらっしゃいますので、一概に、これだけでそうとはなかなか言えないのではないかという気はしますけれども。

【木下委員】 要するに、予定価格の差というのは、非常に重要な入札行為だということで、重視していただきたいと思えます。

【中谷課長】 はい。

【谷口課長】 はい。

【遠藤部会長】 おっしゃるとおりだと思います。何でもこら辺の価格に集中している

のかということについて、説明が必要だろうというお話だと思います。その点については、今後、明確な説明が、今、説明いただいたのですけれども、今後ともご留意いただきたいと思ひます。

ほかはいかがでしょうか。

【森岡委員】 通しページの7ページ、入札説明書の中の(3)のところ、随意契約により締結する予定があるという関連工事を、随意契約予定があるということになっているのですが、これは具体的にはどのような工事が予定されているのでしょうか。

【谷口課長】 今回はWTO案件ということで、ここに随契の予定ありとしておかないと、今後の随契が全くできなくなってしまうということがあったので、ありにしているのですけれども、現時点において、必ず随契をするというものが決まっているわけではございません。

【森岡委員】 WTO案件だと、何かあるかもしれない場合は、これを必ずありにとりあえずするという感じなのですか。

【谷口課長】 今、現に決まっていはいないのですけれども、場合によっては、これに付随して、やむを得ず随契を出さなければいけなくなる場合も、過去にそういう実例がたまにあったりするものですから、そういうことがあって、なしにしてしまうと必ずできなくなってしまうので、今回はありという形に書かせていただいております。

【森岡委員】 邪推すると、要は、これ自体を低目に落としてでも、随契である程度、うまみがとれるから、それでいいと複数の業者さんが考えたと見ることもできなくはないわけですけれども、本件に関しては、そういう事情はないということでしょうか。

【谷口課長】 ないです。工事概要の資料にもありまして、今回、第1工区を一般競争入札でやっているのですけれども、ほかの工区を随契にするということではなくて。

【森岡委員】 それはさすがに、第1で随契でやったから第2工区を続けてということはないということですね。

【谷口課長】 そういうことではないので、ないです。全くないです。

【森岡委員】 それをやったら大変だと思うので。

【中谷課長】 今のところ、決まった予定のものはありません。

【森岡委員】 この関連する随契の場合は、通常の入札するか随契にするかという基準と別の基準があるわけではないということでしょうか。関連するから、普通は随契にできないものを随契にしてしまうということは。

【中谷課長】 それはケース・バイ・ケースなのでしょうけれども、特にこの案件について、随契が決まっている予定のものはありません。

【森岡委員】 済みません。少し一般論的なところなのですが、関連するという言い方になると、通常、入札にするものが随契になることはあり得るのですかという素朴な質問なのですけれども。

【中谷課長】 それはケース・バイ・ケースで、絶対ないとは言えないと思います。

【森岡委員】 絶対ないとは言えないのですか。

【中谷課長】 はい。

【森岡委員】 そういう意味では、多分、常にありとチェックする以上、ここについての説明は求められていくとは思いますが。そういう目で見られるのは間違いないと思いますので。

【若林委員】 これは契約変更で、金額が下がっているのですか。

【谷口課長】 はい。この工事の前に、別途でトンネルを通すために縦に穴を掘る工事があったのですけれども、本来、この工事で行くとしていた、防音壁をつくる工事があったのですが、地元の住民からの騒音とかの苦情の対応で、先行する工事その壁をつくったので、この工事ではつくる必要がなかったため、減額の変更をしたという形になっております。

【若林委員】 わかりました。

【遠藤部会長】 よろしいですか。私も、やはりこの関連する随契の工事があるということが、この入札に少なからず影響を及ぼしているだろうと思うわけです。建築の設計で言えば、基本設計をとって、その後、実施設計が随契でとれるということで、極めて低い価格で基本設計がとられてしまうことが現実には起こっているわけですから、そこまでいなくても、そういったようなオプションのついた入札であるということ。

それからあと、今、いろいろご説明いただきましたけれども、業者さんのほうがもっと先を相当、読んでいて、こういう工事は必ず付随で出るというようなことについては熟知しているわけですから、そのところはあまり簡単には済まされない話だろうと思います。

それと、今後、随契が出た場合、ここで70%程度の低い価格でとっているのですけれども、随契の予定価格には、この70%という落札率はかけて随契が結ばれる。その価格の上限とするのか。その辺はいかがなのでしょう。

【中谷課長】 通常、随契の場合は、この落札率をかけて契約するようなケースは、こ

れまでではないです。

【遠藤部会長】 かけない。それでよろしいかどうかは、関係が深いから随契にすることであるとするれば、やはり工事としては一体で、一連の工事であると考えするという解釈もあるのではないのでしょうか。その点、いかがでしょうか。

【中谷課長】 これはあくまで、先ほどご説明したように、書いておかないと、何かあったときに随契ができないという事情もあって書いてあるので、特段の、今後の引き続く工事を具体的に随契しようという意図で書いているつもりはございません。我々はそういう認識で、一応、こういう形で書かせていただきました。

【遠藤部会長】 契約調整のお立場では、今、私が質問した件については、どのような判断。例えば契約変更でいくのか随契でいくのか、あるいは、また別の契約で入札にかけるといった選択もあるわけですが、その辺は、やはり判断は透明にしていかなければいけないと思うのですが、それについて、ご意見はないのでしょうか。

【五十嵐部長】 ケース・バイ・ケースというのは、確かに局が言っているとおりだとは思っております。ただ、明らかに一体の工事であるものを工区分割したケースがあった場合に、特に随契でやるということになると、それはどう考えるのかというのはあるとは思いますが、ただ、競争入札にかけるのであれば、それは別の業者がとる可能性もあるので、最初から率をかけておくというのは不適切だとは思いますが、ほんとうに一体のものを単に分けて、予算の関係で分けてみたいなのがあるのであれば、それはご指摘のとおり、検討せざるを得ないものになる可能性はあると思っています。

ただ、一方で、先生からお話がありましたように、設計の話でいくと、今のところ、基本設計と実施設計みたいなものを連続して、事実上、随契をしているといったようなときに、そこまでの取り扱いを今のところはやっていないということもあって、そこについて、今、結論めいたことは、なかなかお話ししづらい部分はあるのです。明らかに関連の工事といっても、近くでやっている工事だからという随契理由ではできないとは思いますが、ほんとうに一体、例えばシールドでいけば、ここまでやって、ここから先、地中でつなげるのは、事実上、この人しかできないみたいな話になったときに、どうするのかというのは考えなければいけないことなのかとは思いますが。

ただ、一般的に、そういうような工事をやるのであれば、債務負担をとって、きちんと一体として、区切りがいいところまで発注していくという、発注の仕方をまず考えるべきであって、無理やりぶった切って、そこを率をかけてやるというよりは、一体としてでき

るところまできちんと1つの塊として出して、立て坑のあるところまで出して、その立て坑から先は、また別の工事で、違う業者も入ってくれるような発注をするというのが理想的な話なのではないかとは思っています。

【遠藤部会長】 やはり心配するのは、今回の事案よりも、例えば、もっと規模の大きい工事は付随して出てしまうとか、連続してそれをとるということになると、入札がゆがめられる可能性がありますので、そういうことはないように、しっかり分けて、明確にご説明いただけるようにルールをしっかり調整していただきたいと私は思います。ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

それでは、この案件については、今、私、ご意見を申し上げたのですけれども、その辺は、十分、今後、ご留意いただくということを確認していただいたということにして、知事に具申するような内容があるかどうか、あるいは、これは今のようなことを少し附帯した上で、適正に運用されていると判断していいか。適正に運用していると判断してよろしいでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 では、そういうことで、水道局の皆さん、どうもありがとうございました。

(水道局退室)

(下水道局入室)

【遠藤部会長】 続きまして、議題の5でございまして、これは同一事業者による長期的継続受注事案ということになります。下水道局の皆様、よろしくお願ひいたします。

【荒山課長】 続きまして、議案5の事業所管局である下水道局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介でお願いいたします。

【中野課長】 下水道局で経理部契約課長をしております中野と申します。よろしくお願ひいたします。

【奥原次長】 森ヶ崎水再生センター次長の奥原でございます。よろしくお願ひいたします。

【川村課長】 施設管理部施設保全課長の川村でございます。よろしくお願ひいたします。

【荒山課長】 それでは、議案5の資料をごらんください。同一事業者による長期的継続受注事案として抽出されました案件で、件名は森ヶ崎水再生センター汚泥処理工場消化槽ガス設備補修工事でございます。工事の概要につきましては、1ページのA3判の資料のとおりでございます。

本件は、希望制指名競争入札により契約を行ったものであり、希望者1者を含む5者を指名し、1者による入札の結果、落札率は99.51%となっております。落札者は、平成27年度、26年度において、同じ工事を受注した者となっております。

説明は以上でございます。

【遠藤部会長】 では、この議案につきまして、委員の皆様、一つもご意見ないでしょうか。

【木下委員】 済みません。木下ですが。

【遠藤部会長】 どうぞ。

【木下委員】 まず、この希望制指名競争入札という手続がどんな手続なのか、ご説明いただきたいと思います。ちょっと変わった入札手続だと思いますので。

【中野課長】 局も所も一緒なのですけれども、基本的に、公表いたしました案件の希望を募りまして、希望があった業者、例えば1者だとか2者だった場合には、ある程度、一定数の業者を任意指名いたしまして、それで入札を行います。そういった入札になってございます。

【木下委員】 任意指名する業者は、どのように選定をされているのですか。

【奥原次長】 今回の案件の場合、希望業者が1者でございましたので、できるだけ5名以上、指名するという扱いになっておりますので、残り4者につきまして、この消化槽機械設備工事、今回の該当業種がこの業種になりますけれども、そこで登録をしている業者の中で、他の地方公共団体等で実績を有する事業者を選定しまして、合計5者で指名したということでございます。

【木下委員】 要するに、工事实績があるということで、他の公共団体などの工事实績を見た上で指名をされたということなのですが、結局、ご希望がないにもかかわらず指名されて、入札調書、資料7ページを見ますと、辞退ということですね。そうすると、5者、数をそろえたけれども、4者はほんとうに入札に応じる意思があったのかどうかという点を考えると、1者ではまずいから5者そろえたと見えてしまうのですが、その点、ほんとうに指名を受けた業者さんに応札意思、むしろ受注意思があったかどうか、こういう点はどうやってご確認になるのでしょうか。

【中野課長】 29年度、30年度の消化槽機械設備の工事に登録されている業者の中から選んではいるのですけれども、登録業者が22者おりまして、日本国内にも約300カ所、消化槽設備があるとされておりまして、そういった業者は消化槽設備の改修が

できる業者と我々は考えております。そういった業者がいる限り、今回は特段、条件を付与しておりませんし、なるべく門戸を開くといった趣旨で希望制指名競争入札をとっております。

【木下委員】 だから、できる業者という意味で選んだのはわかるのですけれども、ほんとうに競争のある入札をするには、やはり応札意思、やりたい業者さん、希望をとって、希望がなくて、できるからあなたも入ってください、でも、実際は辞退ですということになると、結局、従前からの1者がずっと続いてとるのを、それはもうやむを得ないこととして、本来だったら随契でもいい、あるいは随契に近いような形、入札の形をつくったように見えてしまうと。そこが非常に不自然に見えるので、希望の指名をしたときに応札意思まで確認して指名をするのかどうか。そこはやはり手続として重要なポイントではないかと思うのですが。

【中野課長】 応札するときは、基本的に業者が手を挙げるという形をとっておりまして、その際に、手を挙げた方には意思があるとうちのほうは認識しておりまして、その前段階として、意思があるかということは確認をしていないのが現実となっております。ある意味、指名にいたしましても、内部の規定に基づきまして、機械的に行っている部分はございまして、そういった意味では、その意思等にかかわらず選んでいる部分は事実でございまして。

【五十嵐部長】 そこは制度の所管から。希望制指名競争入札という独特の、ほかの自治体だと公募型指名競争入札という言い方なのかもしれませんが、私ども、ベースは、この制度は一般競争入札に極めて近い制度。希望者については、希望をとった上で、その希望してきた人が資格者であれば、資格確認ができれば必ず指名しますというやり方。20者とか30者来る場合には、ちょっと削ることもあるのですが、そういった形で、希望があれば全部入れます。今回はたまたま、ここは1者だったわけですが、これは2者、3者ぐらい希望がありましたと。

昔の指名競争入札というのは10者指名という形ですとずっとやってきていて、当時の指名というのがどういう形でやられていたかはなかなか難しい部分はありますけれども、基本的に、役所ができると思った業者を選定するようなことをやっていたわけで、それをミックスさせたような形です。希望者は必ず入れますと。10者に満ちるまでは、こちらでできるといった事業者さんを入れていきますという仕組みにしています。

そういったことで、今、先生がおっしゃったように、応札意思があるかどうかわからな

いのに、やって意味があるのかというお話はあるのですが、任意指名した数者が全部応札してくれるかどうかというのは、それは先生がおっしゃるとおり、辞退されたりするところも多いのですが、その数者の中で、やはり何者かは応札をしてくださることもあるのです。場合によっては、その中から落札者が出たりするというのも統計上は出ているということもあります。

ですので、私どもとしては、これは談合防止みたいなことで、希望した人たちが、つるんで出てきた人に、希望者ではない、こちらで勝手に指名した人間を入れることによって、談合破りみたいな、ある意味、自分たちが仮に談合していたとしても、自分たちの想定しなかった人たちが入ってくるという状況をつくるということの効果も含めて、そういった制度を続けております。

国交省云々、いろいろなところからも、一般競争入札が基本ですと言われている中で、私ども、任意指名はしますけれども、希望した人は必ず指名するというのが基本のベースになっているので、一般競争入札にプラスオンで入れる仕組みだとお考えいただければ、私どもとしては効果がある、やっている意義はあると思っているところです。

【遠藤部会長】 ご納得されましたか。

【木下委員】 なかなか難しい話ですね。というのは、おっしゃるように、複数の業者さんが、自分も入れるなら入ってみようというタイプの事案だったら、そうだと思うのですが、こういう長期に1者がとっている案件というのが、もう前提になってしまうと、今のお話をにわかに納得しましたとは言にくいところなのです。

【五十嵐部長】 ですので、今のような下水がやっているような、いわゆる改修工事なんかについては、全部取替であれば、これはどんな業者でもできるわけですが、部品の取替なんかでいくと、言ってみればソニーのテレビはソニーでなければ直せないのと同じで、特命随契にすることが多い場合があるのです。ただ、工事によっては、確かに、その工事の主体となる装置自体はそこがつくったのだけれども、その周辺の工事と一緒に発注してしまうと、その割合が小さくなってしまったみたいな話になったときに、周辺のところはできる、これだけのために特命随契で出しているのかという迷いがある場合があって、一応、競争入札という形で、誰もやはり入ってこなかったということを入札の手続を通じて証明をするという形もあるのではないかと、役所側としてはそんなようなことは思っています。

ただ、実際、それ以外、全く無理だということ……。

【遠藤部会長】 どうぞ。

【若林委員】 ちょっと素朴な疑問なのですがけれども、希望をしていなかったけれども指名をされて、応札をして、実際、落札される業者さんもいるというお話だったのですが、そうすると、そもそも希望をしていなかったのは何でというところ。あと、指名されたから応札をすることで、何かインセンティブはあるのでしょうか。例えば、次のこういう場面で、そういう応札をしていれば、また指名がかりやすいとか、そういう何かインセンティブはあるのですか。

【小出課長】 知事部局側の一般的な話なのですがけれども、まず、インセンティブという意味では、特にインセンティブはないと思います。ただ、結局、何でそういう状態が起り得るかというところ、ヒット率は低いと見ていますが、ゼロではないという言い方なのですが、要は、公募された内容をその業者さんがすべからず全部見られているか、見られていないかということもあって、取っかかりの工事を持っていて、たまたまキャンセルが出て、職人がいたということもありますから、そうなったときに、タイミングが合った、では、指名されたのでやってみようかみたいなこともあろうかと思えます。

なので、先ほど木下委員がおっしゃった、まさに相手方が手を挙げていないのに何でというところは、まさに真理、一部あるとは思いますが、そういったこともあり得るということですね。

【若林委員】 現実問題として、応札した人が次回以降、指名されやすい状況になっているということはないのですか。

【小出課長】 もちろん、意欲と能力のある方に、できるだけ都の入札に参加していただきたいと我々も考えています。先ほどの任意指名のやり方というのは、知事部局側は基本、ある程度、10者に満たなければ10人そろえていくというのが指名基準上、やっていますから、そこはそういった形で指名するようにしています。

また、あと、工事現場にできるだけ近い事業者さんのほうが、地元の事情をいろいろご存じだったり、仕事に行きやすいだとか、いろいろな面があって、基本的には、工事の場合は、区部なら区部のところを中心から広げていくような形をとったりしています。あとは過去の指名状況だとか、応札の実績、もう少し言いますと、都に登録だけしていて、一切、入札に参加してこない方も何割かいらっしゃいますので、そういう方というよりも、むしろ過去にそういったやりとりをしてくださるほうが、我々としても、指名するタイミングにはなると思えます。

【若林委員】 なるほど。実際、指名された中から、応札して、落札する業者さんも出るということになると、やはり指名がどうやっで行われているかという点もきちんと説明ができるようにされておいたほうがいいと思います。

【小出課長】 指名基準上は公表しておりますので。

【若林委員】 そうなのですね。

【小出課長】 今、部分、部分しかご紹介しませんでした。指名基準は電子入札システムに登録して、公表してあります。

【若林委員】 わかりました。

【遠藤部会長】 委員、いかがですか。

【森岡委員】 さっきとちょっと共通する話ではあるのですが、これは記録を見る限り、各業者に対して、おそらく9月13日に指名の通知をされているのですか。通しの6ページは落札者宛てのものですけれども。締め切りが9月26日ということになっていると思うのですが、そういう意味で、突然、天から降ってきた指名で、2週間に満たない期間で検討しろというのは、よくわかりません。工事の規模も小さいから、できるのかもしれませんが、こういう案件は少し長目にとるということでも、ほんとうに参加してもらったつもりならいいというのは、私は素朴に思うところです。いかにも2週間しかない、もう手を挙げなくていいというメッセージと受け取られてもおかしくないような気がいたします。

それから、前回、前々回と、いずれも同一事業者が1者入札で落としているということなのですか。

【奥原次長】 そうでございます。

【森岡委員】 落札率はいずれもかなり高いことになるのですか。前回、前々回みたいな。

【奥原次長】 そうですね。大体、9割の後半という率。

【森岡委員】 そうなるのでしょうか。あと、済みません。そもそもの消化槽ガス設備というのをつくったところがこの事業者なのですか。

【奥原次長】 いえ、つくったところは別の業者になります。

【森岡委員】 別の業者なのですか。そこは、手を挙げたりというのは、過去の入札の中ではないのですか。

【奥原次長】 つくった当時の、その後の直近の補修工事で、1回だけですけれども、

手を挙げて、落札したことがございます。

【森岡委員】 その後、希望もしていないということになるのですか。

【奥原次長】 そうでございます。

【森岡委員】 普通に考えると、つくったところが大体、こういう補修とかはとってしまっただけで、それが談合になったりするとは思いますが、手も挙げなくなったというのは、何か事情があるのですか。

【中野課長】 つくったところは、どちらかというと、消化槽の槽をつくるのが得意なところでして、附帯設備のほうではなかったらしくて、その後に改修が必要になったのは附帯設備のほうでしたので、設備の業者が入ってきたという形になったと話を聞いています。

【森岡委員】 実際の工事でも、自分のところでやったというか、どこかほかの業者に委託してやったようなことがあるかもしれないという。

【中野課長】 そうですね。

【森岡委員】 想像の話ですが。わかりました。いや、普通だったら、つくったところがとって、それ自体もいろいろあるのしょうけれども、そうではないのが不思議だと思いましたので。承知しました。

【小出課長】 1点だけ補足で、今、森岡委員がおっしゃった、最初の2週間だけというところなのですが、この工事に限らず、都の工事全体に、先ほどの電子調達システムの中で、年間発注予定表というのを出しております。要するに、この年度にこういう工事がいつごろ、大体、予定されますというのを出していますので、あらかじめ、各企業さんはそれを見ながら受注計画を……。

【森岡委員】 わかっているはずだと。

【小出課長】 イメージしながら、詳細はこういう形で出てきます。

【森岡委員】 全く不意打ちではないと、そういう趣旨ですね。

【小出課長】 ただ、その精度の問題は、ちょっとまだございますが。

【森岡委員】 そんなに焦るものでもないのかなと素朴に思ったので、補修で予定されている話なので、もちろん事前におおよそ伝えられているのも結構だと思うのですが、個別にも、こうやって1者入札で継続事案が出ていることを考えたときには、そこも一応やってもいいのかというだけのことでございます。

【遠藤部会長】 わかりました。部会長といたしましては、これは知事、それからあと

は前回の入札監視委員会で、こうした同一事業者による、長期に継続して受注している事業については、その実態について、やはり厳しくチェックしろというお話を受けて、これは来ていただいて、案件を選んでいるわけですから、今のご説明のような内容で、それからあと、委員の皆さんが考えておられるように、やはりこれは随契で発注するようなことがあってもいいのではないかと。

部長からお話があったように、ほかの業者がやりたくないと言っていることを入札によって確認していると。これは、そうおっしゃいましたけれども、それでいいのかどうかというのはありますが、そういったようなことから考えると、やはり今申し上げましたように、継続受注について、入札監視委員会全体で、問題をどう扱ったらいいかということについて議論する必要があるということだと思います。

ぜひ、この件については制度部会に話を上げて、今、こういう実態ですというお話を付けるということを私は部会長としてお約束したいと思うのですけれども、いかがですか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 というようなことで、この件について、今の附帯事項を含めまして、適切に運用されていると、今回に関しては考えてよろしいか。あるいは、知事に申し立てするかということですが、適切に運用されているという判断でよろしいでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 では、そういうことで、下水道局の皆さん、どうもありがとうございました。

【奥原次長】 ありがとうございました。

【遠藤部会長】 これで前半の5つの事案の審議が終わりました。

それでは、ここで、休憩にしたいと思いますので、お休みいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(下水道局退室)

(休 憩)

———— (談合情報処理審査) (非公表部分) ————

【遠藤部会長】 それで、用意されていた時間が12時15分まで、ちょっとそれを超過して、後の決まっている委員の皆さんもおられると思うのですが、ここで取り急ぎ、

今日の議論をまとめたいと思います。事務局で記録していただいていると思いますので、それぞれの事案について、附帯事項や、今のような案件もございますので、簡単に説明していただけますでしょうか。

【猪又課長】 では、簡単に。まず、1件目、港湾局の南北線の案件でございます。1者入札ということで、要は参加者を増やす工夫が議論になったかと思えます。これにつきましては、基本的に、まず問題はないという結論になっていて、あと、変更設計も行っておりますので、そういった変更のプロセスというのを十分に明らかにしていくことを言われてございます。

2番目でございます。築地の解体工事でございますけれども、これにつきましては、工区割りしたものににつきましては、今後、このような監視委員会にかけるときには、全ての案件について、きちんと提出することを注意で言われているのと、この案件につきましては、その工区割りをした理由というのをきちんと明らかにして、そういうことを説明していきなさいという指導のような形のものを受けております。あと、アスベスト等に関して、安全性の処理というのをきちんと適切にやっていきなさいということを受けておりました、これも契約手続上は問題はないということで結論を承っております。

それから、3番目に交通局の日比谷線の地下鉄の工事でございますけれども、1者入札に、2者入って1者になるということで、電子入札でありますので、ほかの人はわからない形でやっているの、基本的に競争性は確保されていることはあったのですけれども、やはり1つ、辞退の理由をしっかりと確認するというのと、同一の資本系列が入ってきているような、そこら辺もないという答えはあったのですけれども、そういうところをきちんと確認していきなさいということは指導を受けまして、これにつきましても、手続については問題ないということになってございます。

それから、4番目としまして、水道局の朝霞浄水場の送水管の工事でございますけれども、これにつきましては、やはり予定価格の設定というところが非常に問題になったということで、たくさんの参加者があって、いろいろな価格帯の落札率がある場合については適正性があるけれども、こういった同じ事業者が全て70%台に入ってきたときには、適正性がちょっと問題であるということで、その辺がかなり議論にはなりました、そのところは議事録等できちんと残させていただきます。

それから、付随して、随契で同じ工事が発注される場合につきましては、少なからず影響があるだろうということで、基本的に、こちらで答えた、1本の工事で債務負担等と考

えて、普通はやっていくようなこともあるということをお話ししまして、これにつきましても、契約の事務上は適正であるということで、結論は出ているかと思います。

それから、5番目としまして、下水道局の森ヶ崎の長期継続契約案件につきましても、これについては附帯の決議が生まれて、同一事業者がこういうふうに長期で継続している場合について、同じように希望制競争入札だったのですけれども、そういったものの入札形式をとっていくのかということで、随契で発注してもよいのではないかといいところが、制度上、制度部会にもかけて、ちょっと議論をしていただく、附帯決議をつけた上で、手続については問題ないということで……。

【遠藤部会長】 あるいは、別の競争性を導入するような方式も検討する余地があるのではないかといいということも含めてください。ここで随契にしたほうがいいですよと言っているわけではありませんので。

【猪又課長】 申しわけありません。そのような決めが付いてということでございます。

それから、6番目と7番目の案件につきましては、これも、どちらかというとならざるを得ないか、制度関係の談合情報処理の要綱に絡むことではあるのですが、まず、調査をするという判断の基準がどうなっているかというところ、もしくは調査の流れが制度として妥当性というところを制度部会にも諮っていったほうがいいというお話がございました。

それから、6番目につきましては、総合評価もかけているということもあるので、総合評価をかけているところを調査しない理由というところにもかけられるのではないかといい、ご意見を伺っております。

7番目につきましては、事情聴取をしている時間と場所というのを、時間をちょっとずらただけでいい、そういったこちらの運用の仕方というところがあって、そういうところもよくないのではないかといいお話もありました。そういうところは制度のところにもかかわってくる場所ですので、同じように制度部会のほうに上げて、この処理の仕方を見ていただくということで、談合処理の手続としては適正であるというのではなくて、処理のプロセス自体は問題はないという結論になったかと。

【遠藤部会長】 現状の手続の基準にはのっとって処理されているということですね。

【猪又課長】 はい。のっとって処理されているということです。

そして、最後の案件につきましては、今あったとおりでございます、
——（非公表部分）——これについては継続審議ということで、次回、部会をどのよ

うにするかは、事務局でも調整しますが、またやらせていただきたいと思います。

以上が大体でしたが、何か補足は。

【遠藤部会長】 ただいま総括していただきましたけれども、そのような内容で、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【遠藤部会長】 では、これで、本日予定されておりました議事は全て終了いたしました。この上で、さらに何かご発言いただくということはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局にお戻りしたいしたいと思います。

【五十嵐部長】 それでは、長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。最後に、経理部長の小室から一言ご挨拶申し上げます。

【小室部長】 本日は、委員の皆様方には、長い時間にわたりまして、具体的な事案に関しましてご審議いただきまして、かつ、貴重なご意見を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

既にご案内のことかと思いますが、東京都では入札契約制度改革に取り組んでおりまして、その試行ということで、今、さまざまな事柄をやっております。今後、その検証ということをやりながら、よりよい制度にしていくということに取り組んでまいりたいと思っております。今日いただきましたご意見も十分に参考にさせていただきながら、そういった取り組みを進めていきたいと考えております。

今後とも、委員の皆様方につきましては、引き続き、お忙しいところだと思っておりますが、ぜひ、ご協力、ご助力をいただきまして、ご指導をいただければと思っております。

本日はまことにありがとうございました。

【五十嵐部長】 それでは、本日の委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。